

第6回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会 会議録

○ 日時 平成29年1月19日（木）午後7時～9時15分

○ 会場 中野区役所9階 第11、12会議室

○ 出席者

1. ユニバーサルデザイン推進審議会委員

出席委員（17名）

竹宮 健司（会長）、徳田 良英（副会長）

赤星 義彰、秋元 健策、遠藤 由紀夫、荻野 嘉彦、岸 哲也、鈴木 真理、高橋 博行、
田中 章生、花堂 浩一、向山 茂樹、宇野 雅子、倉田 結花里、田中 忍、山崎 泰広、
山脇 啓造

2. 出席職員

政策室副参事（広報担当）堀越 恵美子

都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当、グローバル戦略推進担当）石井 大輔

健康福祉部副参事（障害福祉担当）岩浅 英樹

3. 事務局

政策室副参事（企画担当）海老沢 憲一

政策室企画調整担当職員3名

政策室人権・男女共同参画担当職員2名

開始 19:00

○ 竹宮会長

これから第6回中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を開会いたします。本日は全員出席で
ございますので、有効に審議会が成立しております。

本日は答申の最終確認がメインの課題となっておりますが、まず審議の進め方につきまして、確
認をしたいと思います。資料の1につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

資料1に基づきまして、お話をさせていただきます。第2回から審議を始めておりまして、前
回第5回の中では、第3回、第4回、第5回と進む中で、目指すべき将来像の定義から、基本方
針、それぞれの役割といったところの議論を一括して行わせていただきました。さらに、答申に
盛り込むべき項目の検討ということで、事務局が整理した答申案に基づきまして、ご確認いた
だいたというところがございます。

本日は、前回の議論に基づきまして、答申（案）を再作成したというところがございますので、
文言の修正と追加した項目等について、協議してもらいたいと考えております。そして、会長か
らお話がありましたように、答申を固めてまいりたいと、そんな流れにしていきたいと考えてお
ります。答申に盛り込む内容につきましては、これまでいただいたさまざまなご意見を集約して
いると考えております。

本日の意見を踏まえて答申を確定させた後に、会長から区長に答申を提出するということにな

ると考えています。

○ **竹宮会長**

審議の進め方について、ご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、続いて「審議会答申について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

それでは答申（案）につきまして、内容の説明をいたします。それに基づきまして、ご議論いただければと考えているところです。

まず、「はじめに」のところでございます。これにつきましては、最終的に竹宮会長のほうで、答申までの経緯を適宜記載するというページでございます。

その次のページでございますが、「目次」になってございます。

それでは、1番「答申にあたっての背景」につきまして、前回お示しをしたものとの修正点を中心にご説明し、ご議論していただきたいと思っております。まず、1番上のリードの項目の2段落目でございますが、ユニバーサルデザイン推進に係る条例において、他自治体の事例と同様に、前文を作成する場合には、以下の背景について盛り込むということについて検討する必要がある以下、文言を加えています。これにつきましては、条例の作成に当たっては区の特徴、現状に基づくものとなるようにしていく必要があるというようなご意見を踏まえまして、一文として加えさせていただいております。答申に当たっての背景といたしまして、8項目整理した中で、それぞれの項目に当たりまして、会としての認識を少し記載する必要があるということで、記載を盛り込んでいます。例えば、④の場合には最後の3行「これまでも増して、障害のある人にとって活動しやすいまちづくりを進めていくことが必要になります」と、背景の事実を受けて、それぞれコメント的に記載させていただいているところでございます。⑤の外国人に関する記載の中で、最後の2行「このため、多様な文化や価値観を受け」というところで、山脇委員から「文化」という言葉を挿入したらどうかということがございましたので、ここに入れさせていただいております。⑦の下4行「また、新たなまちづくりが進捗する過程においては」からのくだりでございますが「その間においても、住みやすさの視点から配慮をしていく必要があります」ということで、赤星委員からもございましたけれども、これからまちづくりが続いていく中野区にあって、その過程であってもやはりこういった視点をもとにした配慮が必要だということについて語っております。それから⑧の最後の2行でございますが、障害者差別解消法の施行に基づく権利擁護や区民の理解を深めていくことを今後進めていく必要があるというような一文を追加しています。

続きまして、2番「ユニバーサルデザイン推進の考え方」でございますが、これは新しい項目を盛り込んでございます。中野区におけるユニバーサルデザインとはというところでございまして、先般のご意見の中でユニバーサルデザインの取組を進める経緯から、ユニバーサルデザインの必要性を書いたほうがいいのかということでもございました。この意見を踏まえまして、新たに中野区が取り組むユニバーサルデザインの目的とは何かということについて、1項目置かせていただきましたので、ご議論していただければと思います。一番上の段落でございますが、こういった前項で整理した背景を踏まえまして、多様な人にとって活動しやすく、活発な社会参加が進むまちを目指していくことが必要だと、その実現に向けた手段として、ユニバーサルデザインを進めていくという認識を書かせていただいております。その次の段落でございますが、

整理の仕方といたしまして、ユニバーサルデザインというのは一般的には「年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ配慮して都市や生活環境を設計する考え方」が一般的な考え方としてあります。これを前提といたしまして、中野区において取り組むユニバーサルデザインは何かというのが書き起こしてあるということになります。(1)の目的といたしましては、括弧書きのところ、「すべての区民、来街者が障壁（バリア）を感じることなく、都市活動や社会参加を行える環境作りの促進」、そんなことを目的としてやっていく。この中で、整備対象といたしましては、ハート、ハード、ソフト。これまでに議論したカテゴリーを並列的に書いておきまして、それぞれ推進していくというのを目的として表明しています。2つ目の項目として、バリアフリーとユニバーサルデザインの違いといったことについても意見として出されていたところがございますので、それについて少し書き起こす形で記載をしております。「バリアフリー」については、バリアとなるものを除去するという定義でございますけれども、「ユニバーサルデザイン」の考え方として、新たなものの整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方をもとに実施していく。既存のものについてはユニバーサルデザインに近づけていくというバリアフリーの取組を進めていくということで、一体的に進めていく考え方を示しています。(3)その他でございますが、この表現の中で、「誰もがと」という表現がありますが、「誰もが」のところの対象をしっかり列挙してほしいというようなご意見が幾つか出されております。その話題について解きほぐしてございまして、ユニバーサルデザイン推進の条例制定に当たって、「誰もが」というところに含まれているのが明確になるように、具体的に列記することが必要であるという書き方で書いてございます。具体例といたしましては、この委員会の中で出された内容ということで、幾つか列挙しているところでございます。

3番「実現すべき将来像」ですが、2番の考え方に基づきまして将来像を描いています。ここで修正点についてお話をいたしますと、「ユニバーサルデザインにより、実現すべき将来像」といたしまして、6項目を上げている中の3項目目、多様な世代、立場、このあと文化という言葉、これもご指摘ありましたが、入れております。⑤で「一人一人の個性、違い、多様性」という言葉を多く使ってもらいたいというご意見がございました。「多様性」という言葉を追加しております。⑥の「誰もが、住みたい、住み続けたいと思える魅力のあふれるまち」ということの中で、やはり子育て世代にやさしいといったことが特徴という、力を入れて推進すべき部分だろうという意見が出されておりますので、前段に追加しております。

4番『基本方針』に関する考え方」でございますが、この中で追加したところといたしましては、前文の2行目の「誰もが活動したいときに、人の手を借りず自立的に活動ができるようになるため」というようなことを答申の前提として書かせていただいております。これは山崎委員からのご指摘でございます。その上で、ハート、ハード、ソフトの3つのカテゴリーを実施していくという書き方をしています。基本方針につきましては、6項目でございますが、この書き方でございますけれども、ユニバーサルデザインの言葉をより対象をわかりやすくするために少し記載を変えてございます。基本方針の1は、「誰もが円滑に移動・活動できるインフラの整備」ということで、ユニバーサルデザインのまちづくりに当たって、そういったところを推進しますということで、1段掘り下げた形となっております。基本方針3では、多様な人のコミュニケーションの促進ということになっていましたが、「相互コミュニケーション」とわかりやすく表現させて

いただいています。基本方針4では、元の記載が、「ユニバーサルデザインに基づいた商品・サービスづくりの推進」と書いてありましたが、ここはユニバーサルデザインということを少し解きほぐしまして、「多様な人が使いやすい工夫がされている商品・サービスづくりの推進」というふうにわかりやすく加えたというところでございます。

5番『「各主体の役割」に関する考え方』では、前文の最後の段落の「また、ユニバーサルデザインに係る条例制定等の検討にあたっては、区民の役割について、『町会』、『福祉団体』というように具体的に想定することが必要である」と、これは意見に基づいて書き加えさせていただいたというところでございます。各自治体の役割でございますが、理解を深めるという項目がございましたが、これはしごく当たり前の話であるというようなご指摘もございましたので、それについては削除しております。区民の役割の中で、3項目目「サービス等の利用者として、不足するサービスや不自由を感じていることをモニタリング（観察・点検）する」というような指摘でございます。また、ご意見がございましたので、区民の側から発信する、共通の目標のために協働していくということの中で、区民の役割として定義したというところでございます。

6番『「将来像実現のための方策」に関する考え方』でございますが、審議会の中で出されたさまざまな意見について漏れなく書き加えているというところでございます。ハートの取組の中では、③のリーフレットや教材をつくる際にはさまざまな人の知恵を借りながら、共同してつくっていくという視点が大切ということで書き加えています。④では共通理解を得るための方策として、協働するいろいろな手法として、ワークショップなどを活用しながら理解を深めていくことが必要だというような書き方をしています。⑦ではユニバーサルデザインを推進していくためには前提として、固定的な偏見や差別の禁止という人権的な視点も重要であると、人権施策と両輪で進めていく必要があるということで書き加えさせていただいています。⑧ではユニバーサルデザインの理解促進のため、区民の方々の認知度や理解度を測りながら、新たな施策を打っていくということで、そういったモニタリングの集計を引き出していくというところでございます。それから、ハード（インフラ整備）の取組ということになりますが、①といたしまして、中野駅周辺の新たなまちづくりが進んでいますので、この地区をモデル事業としていくような形で、やはりユニバーサルデザインの視点で取り組んでいく。これを他の整備に波及させていくということで、中心のシンボリックな取組として進めたいと思います、ということについて書いてあります。②はこれも進捗する過程で長期間にわたって工事が行われるということになりますので、その間における配慮ということについて、書いてございます。④でございますが、これはバリアフリー的な視点から、それぞれ移動の動線といったところの配慮等をしていくということが必要であるという書き加えをしております。⑤では地域整備に当たってはユニバーサルデザインに対応すること、既存施設についてはバリアフリー化を進めていくということの2点について、取り組むというところでございます。⑧でございますが、障害のある人や外国人等に対する案内表示といったものについて、最後の段落でございますが、行政情報等について多言語対応を進めていくことが必要であるという書き加えをしております。それから、ソフトに対する取組ということで、②のところ、案内表示というところについても、多言語化等についてユニバーサル的な視点で進めていくということを書き加えております。「取組の推進体制」でございますが、①として、例えばということで、それぞれ先行して取り組んでいる自治体の取組を参考にしながら、そういったP

DCAサイクルの仕組みづくりというのを進めていくということについて、具体的に例を挙げて記載しています。③ではビジョンを区がリーダーシップをとって示すというところで、区側の適切な実施体制の整備を進めていくということについて書かれています。④では協働していく体制づくりということについて、区民、事業者、NPO等を巻き込んでいくという視点が書かれています。⑤でございますが、理解促進に当たっては継続的、時間がかかるという話でございますので、継続的な取り組みを進めていくということと、検証をしながら、身近なものから順次実施していくという視点が書かれているということでございます。内容については以上でございます。

○ **竹宮会長**

それでは、内容について量がありますので、前半と後半に分けて確認をしていきたいと思えます。目次で言いますと、1番の「答申にあたっての背景」、2番の「ユニバーサルデザイン推進の考え方」、3番の「『実現すべき将来像』に関する考え方」、4番の「『基本方針』に関する考え方」まで。ここまでを前半として、ご意見を伺っていききたいと思います。

これは答申案ですので、答申案の文言について、どういう表現に変えたらいいかということなどもありますので、1つ1つ確認をしていきます。意見が出たら、それが皆さんの総意かどうかということも諮りながら進めていききたいと思います。

それでは、お1人ずつ意見を伺っていききたいと思います。

○ **赤星委員**

特にはありません。今のところ読んだ感じでは非常によく練られたなと思っています。

○ **秋元委員**

本当によくまとめてくださったなというふうに思っています。文章のほうの細かいところ、また後ほど、もし追加があれば出ささせていただきたいと思えます。

○ **遠藤委員**

これまで議論してきた内容がこの中に含まれているというところで、よくまとめられているかと思えます。

○ **荻野委員**

12ページの部分についてなので、後ほど発言します。

○ **岸委員**

私も今、前半を読ませていただいたところでは、おおむねいいのではないかなと思って、読んでおりました。

○ **鈴木委員**

私もすごくよくまとめられていると思えます。今まで述べられていた意見がよく入っていると思えました。

○ **高橋委員**

誰もががというところをいろいろわかりやすく列挙しましたとおっしゃっていたのですけれども、どういうふうに列挙しているかというのを教えていただけませんか。

○ **竹宮会長**

2番の「ユニバーサルデザイン推進の考え方」の(3)「その他」のところですので読み上げます。「ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定等にあたって、『ユニバーサルデザイン』という

用語を定義する際には、『誰もが』、『多様な人が』という表現のみでなく、その中にどういった人が含まれているのかが明確になるように、対象を具体的に列記することが必要であると考えます。具体例として、本審議会の中で出された意見としては、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTがあります。」と表現しています。

○ 高橋委員

はい、わかりました。少し心配だったのは、列挙するという中で、我々の知識の中で全てを列挙することが果たして可能なかというのがちょっと引っかかりました。つまり、できないのであれば、「私たちは入っていないよね」というようなことが将来的に出てきたときに、かえって厄介になってしまうのかなと思って、ちょっと心配になったのです。

だから、列挙するのであれば、具体的にするほど、やはりうまく全てを網羅していかないといけないという、何かそういうハードルが高くなってしまうので、そのあたり、列挙するのであればうまく拾っていただかないといけないのではないかなと思っただけです。

○ 竹宮会長

ありがとうございます。そこはこちらで案をつくる時も議論になりまして、どういう形で全ての人という、審議会の中では、列記すべきだという意見が複数出ましたので、どういう形で答申案に記載するかということも議論した上で、今回はこういうふうに、具体例としてはこういう意見が出ましたとして表記をしております。今、ご指摘があったように、ここに書いてある表現を少し修正したほうが良いということであればご意見をいただけますか。

○ 高橋委員

将来的に文章がどのように組み立てていかれるかわからないのですけれども、とにかく慎重に考えていくべき部分ではないかなとは思いました。そこまでです。

○ 田中(忍)委員

この部分、確かに高橋委員がおっしゃるような懸念がこのような書きぶりですと起こり得るかと思えます。そのためには、慎重に考えられるものを入れ込むということが必要だということになるのかなというふうに思いますし、あと、少し違うのですけれども、これだけ読みますと、例えば年齢で高齢者と出しているのですけれども、年齢にかかわらずといったとき、例えば高齢者だけの話ではないのですよね。これはそういう、さまざまな年齢層の中から高齢者だけを取り出して、ここにありますと言っているのですけれども、この定義ですね。その前のページの3ページ、「年齢、性別、国籍、障害、云々等にかかわらず」ということの、前回、私や山崎委員、ほかの委員が言ったのかわからないのですけれども、私が言った書いたほうが良いというのは、この「年齢、性別、国籍、障害」、こういったような特性をもうちょっと、ここで出たようなものをちゃんと書き込むべきではないかという趣旨で言ったのです。つまり、追加するものとしては、これを見ますと、障害の有無は入っていますから、高齢も年齢で入っています。子育て世代というのは、子どもの有無だと思います。それから、外国人は国籍に入っています。LGBTは通常、国際的には性的指向・性自認といっていますので、それにかかわらずといえいいのだと思います。さらに高橋委員が今言われたような、これ以外にも事由があるならば、ここに追加したほうが、この先これを使っていくということですので、そういうことをここで議論できればいいのかなというふうに思います。

○ 竹宮会長

ここの表現について、田中（忍）委員のご意見は、この3ページのユニバーサルデザインはという一般的な定義の状態の中で、もう既に入れてしまっているほうが良いということですね。

○ 田中（忍）委員

3ページに入れるということではなくて、別にその他に入れていただいてもいいですけども、ここで議論されたことは、例えばここで、関係性のものというのは子どもの性的指向・性自認なので、こういったものも出されましたというのを追記していただいてもいいんですけども、結果としては条例のときには、にもかかわらず「等」のところを具体的に書くという趣旨で私は前回申し上げて、多分、ほかの方もそういう趣旨ではなかったのかなと思いますが、ただ、結果としてここに加わるという話なのかなとも思います。

LGBTというのは性的少数者の人の名前であって、性的指向・性自認は、それはみんな持っているものなのです。性別とか、年齢とか、そういうものと一緒です。

そういうので書かないと、結局、どういった人が含まれているか、区長の諮問にもあったように、これは誰もがという話なので、全員含まれていますよね。全員といったときに、どういった特性で問題が起きるのかといったときに、特性を列記することが必要だと思っているので、この書きぶりを特性と書いたほうが良い。もちろん、置き場所は4ページでいいんですけども。さらに、高橋委員が言われたように、ほかの、もう少し慎重に、これで私は入っていないのでという、特性が。こういうことで何か問題があるときは、これはユニバーサルデザインの対象にならないだろうかと思わないように、考えつく理由というのを入れるというのも1つだし、それでも、少なくとも「等」を入れるということは必要かなと。今も「等」は3ページに入っていますね。

○ 竹宮会長

3ページの一般論というところは等が入っていますけれども、意見が出たとして、具体例としてというところには入っていない。なので、ここの表現を特性で列記して、この審議会で出た特性を全て列記することのほうが良いということですね。

こういう意見が出ました。少し整理をしたいのですが、高橋委員は心配されていましたが、今、田中（忍）委員が言われたようなこの審議会で出た特性を列記するというものについては、どのようにお考えですか。

○ 高橋委員

少し私が懸念しているのは、特性に関しても列記するのはすごくいいことだとは思いますが、我々、ここにいるメンバーの知り得る以外のことがきっとあると思う。ないのかな。あると思うのですよね。そういうものを、全てなんていうのは、私は誰もが100パーセントの人たちがというのはきっと難しいことだと思うのですね。

だから、慎重にしないといけないというのはそういうことで言ったのですが、逆にテクニックとしては、どのようにでもとれるような表現で逃げてしまうとか、カバーするというのも1つのテクニックではないかなとも思ったりはしますけれども。それ以上のことはちょっと今のところ、あまりうまく表現できないのですが。

○ 田中（忍）委員

ここのところに1つ、私も高橋委員と同じように、人知が及ばない範囲といたら変ですけども、今の時代でまだわからないことが出てくるのではないかなというのが少し気になりました。このほか、全てというのは難しいと思ったのは、社会の状況の変化によって、いろいろ変わってくると思うのです。それで思ったのは、社会の状況の変化によって、不利益や適応しにくい人について配慮するというような言い方はどうだろうかと思うのです。

○ 宇野委員

4ページの、全て、どういう人が列記されての列記は難しいので、列記したほかに、社会の状況の変化によって、不利益、あるいは適応しにくい人について配慮するというような表現はどうかと思うのですが。これはどういうことかという、例えばITやAIが進んだときに、適応できない人というのはやはり出てくると思うのです。私自身が今、スマホを使えませんし。だから、何か状況によって適応できなくなる人、別に弱者ではないのだけれども、何か社会的に疎外感を持つ人というのはどうしても出てくると思うので、何かそういう表現が入っていれば、高橋委員もご心配していらっしゃるような、今は予想できないけれども、不利益を感じるような人について配慮できるのではないかなと思います。

○ 田中(忍)委員

高橋委員の今のご意見についての、その広がりの部分でのご意見だと思って、私は賛成です。今の宇野委員がおっしゃったことはすごくいいとされていて、そのところ、例えば適応しにくい、または不利益あるいは障壁を感じる人とか。今、お聞きして、障壁ですか。そういう感じを感じたので、適応ですね。それでもいいと思います。「等」だけではなくて、もう少し具体的にということですよ。私は賛成です。

○ 竹宮会長

特性を記述していく中に、今のことを含めた形で書いても大丈夫でしょうか。プラスしていくということで。

○ 田中(忍)委員

これは特出しになるので、多分、5ページ目は無理ですよ。特性に変えただけでも。ちょっと特性に変えるのはまだみんな議論していないので。

○ 竹宮会長

そうですね。2つのことがありますよね。1つは高橋委員のご意見で、広がりを持たせるような形。宇野委員も含めてですけども、そういう形の表現として修正するという。それから、田中(忍)委員の、具体例というところの書き方として特性という案という2つがございます。

まず、特性を列記するほうに変えることについて、少し皆様のご意見をお伺いして、皆さんの総意であれば、この場で整理、修正したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

これまでの議論を踏まえて、ここは特性を列記したほうがいいのかということで問題がなければ、特性のほうに修正したいと思います。いかがでしょうか。これはもう、今日この場で修正をしていきたいと思います。

○ 山崎委員

私が最初にこのことに関して意見を申し上げたのは、他の区の書き方で、全ての人ということと列挙してあるところがあって、列挙してあるところのほうがわかりやすいということで、この

ことを申し上げたのですね。

なので、特性と説明すると、それでわかりやすいのだったらいいと思う。ユニバーサルデザインに関連するのでわかりやすさということがあるので、特性で示して、必要だったら、もっとも全部の人は書けないですけども、例としてという形で幾つか書くとかというそんな形で、誰にでもわかりやすい形にするのがよろしいかと思います。

○ 田中（忍）委員

今の山崎委員に賛成です。そうすると、例えば出された意見としてということで、4ページの具体例というところはそういうふうにして、ちょっと戻ってしまいますが、例えば3ページのユニバーサルデザインの一般的な定義のところ、少し特性を書いていた「等」のところに、これらの事由を書き加えていただく。高齢者、障害者、外国人は入っている。その事由は入っているので、子どもの有無とか、性的指向・性自認というのは入ってもいいのかなと。

特に、LGBTについては、何というか正式な用語になっていなくて、今、政府も性的指向・性自認を使っているので、「LGBT」といきなり出ても、わかる人はわかるのでしょうか。わかりづらいかも、等の前にこれらを入れたらどうでしょうか。

こういう意見が出たということ自体はいいと思います。実際に、そこに問題が大きく起きているという対象の人たちだと思いますので。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

書き方として、リードのところ一般的な表現の仕方として書いてあって、その他のところには今までの会議の中で出された意見について書いてある。そんな形になっているので、3ページのところというよりも、会としてのまとめとして、「その他」のところに書いたほうがいいのではないかなというようなことはちょっと思いますけれども、ご意見を総合して決めていただければと思います。

○ 竹宮会長

私の印象としましては、一般論のところ書き加えるよりは、審議会としてこういう意見が出たというほうが、この構成としてわかりやすいのではないかと、思います。

それで問題がなければ、4ページの（3）を修正していききたいと思います。そうしましたら、「本審議会の中で出された意見として」というところに、この特性と、今書かれている表現の両方を併記するような形でいかがでしょうか。皆さん、そういう形でよろしいですか。

それに加えて、宇野委員が指摘いただいた、その他、考えられる、今後出てくるような障壁を感じるような方についても、それを含め、これは必要だということを書き加えるということでもよろしいでしょうか。

文言をここで全部確認したほうがいいですか。趣旨だけでいいですか。そういう方針にするということでもよろしいでしょうか。

○ 山脇委員

今のご提案は、答申の4ページの（3）の第二パラグラフを今おっしゃった趣旨で膨らませるというご提案でしょうか。わかりました。

○ 田中（忍）委員

出された意見としてのところは、事務局が2回目に出していただいた大きなエクセルの表では、

確かにこれらなのですけれども、私としては性別問題を拾ってくださいと、女性という対象も言い続けてきたつもりなので、特性を書いてくださいという意見と相反するようではありますが、具体例として、特性は性別に入っていますので、意見のほうに女性を対象として入れていただければと思います。

○ **竹宮会長**

この併記されている中に、今書いている中に「女性」という言葉を入れる。これも加えることについて、ご異論ございませんか。よろしいですか。では、そのように修正したいと思います。この箇所についてはよろしいですね。

それでは、次の方に参りたいと思います。

○ **田中（章）委員**

私も特に読ませていただいて、今まで皆さんが議論してきた内容をすごくまとめられていると思います。特に、答申に当たっての背景に関しては、皆さんから多く意見が出ていた部分ですし、今の中野の現状という意味で、よくまとめられているので、いいと思います。

○ **花堂委員**

私も特に問題はないと思うのですけれども。先ほどの話を蒸し返すようであれなのですが、高橋委員のお話にすごく賛同できる場所があって、それはなぜかという、今、高齢者の見守りなんていうことが結構言われているのですけれども、それを地域で、今度見守りをしていくというときに、個人情報保護とか、そういった良かれと思ってつくったルールが、それが足を引っ張って、人同士の助け合いが逆にできなくなるということがあって、先ほど2060年には24万人まで人口が減るという中で、逆に社会の仕組みを昔の助け合いの中に戻していかなければいけないときに、あまり過度なルールをつくっていってしまうと、逆にそういうことがしにくい世の中になるのではないかなと思ってしまいますので、それをどうしてつくるのかといたら、一番大事なことは、そういう地域をつくるという、心の部分が大事かなと思いますので、過度にここがとかいうよりも、私自身は誰もがというくくりで、全ての人が含まれているのでいいのではないかなとちょっと思うところはあります。以上です。

○ **竹宮会長**

修正ということではないですね。

○ **花堂委員**

皆さんの意見で大丈夫ですけれども、個人的にはそう思っています。

○ **向山委員**

特に意見はないですが、よくできていると思っています。

○ **宇野委員**

前回欠席させていただいたのですが、その間にすばらしいものができていて感動しました。ちょっと1点だけあるのですけれども、1ページ目の最初の「ユニバーサルデザイン推進に係る条例」についてのところなのですけれども、「商業的な魅力、土地開発の発展等」は「等」でいいのですけれども、その後に住みやすさとか住み続けたいという言葉が出てくるので、住宅地域としての魅力もやはりうたってほしいと思います。私自身、中野区はとても住宅地としても魅力があると思うので、そこも忘れないで書いてほしいと思いました。

○ 竹宮会長

1 ページ目の背景のところの前文の2段落目の「昨今の区の特徴である、商業的な魅力、都市開発の発展等」というところに住宅地としての魅力という文言を加えることについて、皆さん、よろしいでしょうか。ご異論なければそういう方向で加えていきたいと思えます。

○ 倉田委員

この資料が送られてきたときに、すごくわかりやすいなと本当に感心しております。今、ざっと再確認してみると、やはり先ほど皆さんがおっしゃっている4ページの3番その他というところの言葉のニュアンスがすごく微妙に引っかかるところがあるなというのは感じました。何がというのははっきり言えないのですが、1つは、私の友人でも外国の方がいらっしゃるのですけれども、「外国人」と言われるのがすごく嫌だとおっしゃっていたので、その外国出身の方とか、そういうやわらかな言葉でももう少し表現できたらいいのかなと思えました。先ほど田中（忍）委員がおっしゃっていたLGBTとかありますけれども、何か言葉がちょっと引っかかる。たまたま友人が、外国人と言われるのが嫌だという方が何人かいらっしゃったので、こういう資料を見るといつも引っかかってはいたのですけれども、「外国出身の方」だとやわらかいかなと思えます。

○ 竹宮会長

いかがでしょうか。外国出身の方という言い方。総意であれば修正をしたいと思うのですけれども、この件について、どなたかご意見ございますか。

○ 山崎委員

日本で生まれた外国人の方。見た目だけでも外国の人もいるし、その辺を含めると、外国出身と言うべきなのか、どうなのかなとも思えます。

○ 山脇委員

確かに「外国人」という用語自体に抵抗を感じる人もいるとは思えます。今おっしゃった「外国出身の方」の場合、ここだけ「方」と敬語が入るのは少し違和感があるので、そういう意味では「外国出身者」でしょうか。「外国出身者」だと外国生まれの方とかそういうケースが多いとは思いますが、出身というのは曖昧な表現なので、今山崎委員がおっしゃったような、日本で生まれているけれども、ルーツは外国の人を含めて考える場合もあるので、かなりアバウトな表現ではあるのですが。

○ 秋元委員

恐らく「障害者」という表現をどうするかという話とほとんど同列な議論になってしまうというところで考えれば、やはり「外国人」というところが一般的に理解しやすい言葉であれば、この表現のままでもいいのかなという気はします。

ここだけ改めて掘り下げるとなると、逆にすると多分、恐らく他の表現全てそういうふうになってしまうかなというふうに思えます。外国人の血筋であっても日本人もいますし、そういう意味ではいろいろ難しいのかなと。わかりやすさでどうでしょうか。

○ 竹宮会長

このままでよろしいですか、「外国人」ということで。それでは引き続きお願いします。

○ 山崎委員

本当にとてもよくまとめられていると思えます。僕の意見も入れていただいております。ありがとうございます。

いました。ただ、文章として少し気になったのは、2ページ「答申にあたっての背景」のところの⑤、⑥で、パラリンピックを契機にという言い方が、ニュアンス的にそれが終わったらみたいなイメージが少しあるのかなと思いました。もちろんそれだけではないのですが、きっかけという意味だからそれでもいいのですけれども、やはり一番今やるべきはそれまでなのかなと思ったので。オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、でよいのでは。もっと早く中野区のユニバーサルデザインが進むのではないかなと思います。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし」というところの開催というのを入れるのかどうか。入れる必要はないだろうと思います。

○ **田中（忍）委員**

それがそこまで終わっても困るという、「に向けて、またその後も」みたいなくだりを入れてもよいのでは。

○ **宇野委員**

もっと簡単に「開催もあり」でいいのではないですか。前も後も全部。開催もありで、グローバルな。それもあっても、全部だよ、みたいな。

○ **竹宮会長**

「向けて」と書いてしまうと、その後はないように感じますか。いかがでしょうか。

○ **山崎委員**

「またその後も」とつなげていく。

○ **竹宮会長**

少し長くなりますけれども「大会に向けて、またその後も」と。

○ **政策室企画調整担当職員**

文章表現につきましては工夫しますけれども、そういう意味も入れて修正をしたいと思います。

○ **山崎委員**

もう1点、3ページ目の一番下のところ、ここもユニバーサルデザインだけでなく、バリアフリーも列記して書いていただいて、大変うれしいのですが、この最後の文章、「既存のものをユニバーサルデザインに近づけていくバリアフリーの取組も含めて」というのが、すごく弱い言い方かなと思うのです。

まだまだ存在するバリアというか、障壁に関しては、まずそれをバリアフリー化する。そのときにユニバーサルデザインが考えていること、多分まとめてこの言葉になったのだと思うのですが、もう少しここは、バリアがあるのだということを明らかにしたほうがいいのかと思います。だから、存在するバリアを取り除いて、ユニバーサルデザイン化を進める、みたいな。存在するバリアがあるということをしっかりと述べて、それに対してのバリアフリーが必要。そのときに、バリアフリー、昔からいわれているバリアフリーではなくて、ユニバーサルデザインを目指しましょうというような表現ができればよいかと思います。

○ **竹宮会長**

具体的な文言作成は事務局とさせていただくということでよろしいですか。

○ **山脇委員**

まず2ページの上から2行目で、「身体障害者手帳所持数」と書いてあるのは、これは多分所持者という意味でしょうか。次の行は「所持者数」となっています。

○ **政策室企画調整担当職員**

抜けていましたが「者」が入ります。

○ **山脇委員**

それから、⑥の3行目で、「多様な人が使いやすい、まちのインフラ整備等を進める」というところで、インフラが何を指しているかによるのですけれども、「使いやすい」でいいのかなと思いました。例えば、「多様な人が暮らしやすい、まちのインフラ整備」というのはどうでしょうか。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

来街者も含めてということで、こういう表現になっております。

○ **山脇委員**

なるほど、来街者はそうすると入らなくなってしまうですね。ここでの使いやすいインフラというのは、例えばどんなことを想定されていますか。

○ **政策室企画調整担当職員**

案内板や看板などそういうものです。

○ **竹宮会長**

そうですね。いろいろな表現があります。活動しやすいまちづくりというふうな言い方をしたり、完全に住んでいる人であれば暮らしやすいということですね。来街者を含め、大きな、活動しやすいというようなことであれば、これは活動でもいいかもしれない。どうでしょうか。

最初そういうふうに都市活動というような言葉を入れたりしていますけれども。

では、活動にしましょうか、「活動しやすい」と。皆さん、いかがでしょうか。

○ **山脇委員**

あと、3ページ目の(1)の「ユニバーサルデザイン推進の目的」で、『すべての区民、来街者が障壁（バリア）を感じることなく』というところで、ここだけ二重括弧になっているのですが、何か特別な意味があるのでしょうか。なければ一重括弧でいいと思うのですが。

○ **政策室企画調整担当職員**

定義というか、目的をここで改めて位置づけをしているという意味で、強調するために二重括弧にしているだけで、特に意味はないので修正します。

○ **山脇委員**

それから、これは全体の構成にかかわることで、どこで申し上げようかと思ったのですけれども、4番の基本方針のところ、6つ出てきています。この6つと6番に出てくるハート、ハード、ソフトという4分類の方策がどういう関係になるのかなと思いました。

というのは、通常のこうした指針とか答申だと、最初にビジョンがあって、その下に基本方針があって、さらにその方針の下に方策とか事業がぶら下がっている場合が多いです。何か今回の我々の答申だと、基本方針と方策の関係がよくわからないような感じがしています。例えば基本方針1の中で、それぞれハート、ハード、ソフト、体制整備の取組ということがかかわってくるのか。あるいは基本方針1はハードに関係することで、基本方針2はハートに関係することとか、基本方針と具体的な方策との関係性がこのままだとちょっとわかりにくいのかなと思いました。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

基本方針で上げられている6項目につきまして、例えば基本方針1のインフラ整備というところでは、誰もが円滑に移動・活動することができるインフラ整備ということでいえば、ハードもあればソフトもあるというところがございます、これであれば1対1でハードだけだよということではなくて、ハードであればそういったバリアフリーの視点ですとか、またこのユニバーサルデザインの取り組みとしてソフトであれば案内表示ですとか、わかりやすいといったところに関係してくるというところで、一概に対になっているということがあれば、対になっていないところもございます。

○ **山脇委員**

ということは、それぞれの基本方針ごとに、ハードもあればソフトもあり、体制整備もありという、そんな関係ということでしょうか。

○ **田中（忍）委員**

最終回のときにそういうことを言うとあれかなと思って、言わなかったのですけれども、実は私もすごく気になっていて、他の、こちらでお配りいただいた日野市とか足立区、第2回に配っていただいた資料も全部、基本方針があって、そこに施策が落とし込んでいるというような、取組が落とし込まれていくような形ですごくわかりやすかったですね。「ああ、そういう意味か」と。これが取組の対の概念としての基本方針というのが、わかりやすい言葉で方針をまとめられているのですね。

そのほうがやはり、そうでないと、何かわかるのですけれども、いろいろなものが交錯したもとのして表を骨子から出していただくということもわかるのですけれども、そうすると何か、この基本方針だけ宙に浮いているというか、どういうふうに今後、図で示していくときに示すのか、こういう感じで、こうなっていくのかなど。

それよりは、他の自治体のように、幾つかのソフト、ハード、ソフトだったらそれが上位概念として提示したほうがわかりやすいのかなと思ったのですけれども、今さらな感じがして言いませんでした。私も山脇委員の疑問には賛成です。

○ **竹宮会長**

これは一応、対応表は作りましたよね、作って整理はしました。ソフトの部分とハードの結びつきというところで、そこにこの基本方針が入るよというような対比の資料を皆さんに確認していただきました。

○ **田中（忍）委員**

そうすると、日野市のようなこういうような表にはできるということですか。

○ **政策室企画調整担当職員**

前回の第5回審議会の資料3が対応表というか、資料3の中の取組、方策の中のソフト、ハード、ソフト推進体制のそれぞれの取組が列挙されているのですけれども、それがこの基本方針のどの項目に該当するのかなというのを、後ろに番号が振ってありまして表現しているものになります。例えばソフトの取組の中で、当事者向けの意識変革セミナーというのが、今、答申の中にも入っていると思うのですが、それがこの基本方針のどれに該当するかというと、まず2番のユニバーサルデザインを理解・実践するための教育ということと、多様な人による相互コミュニケー

ションの促進というもの、あとは5番の協働連携体制の構築というこの3項目。3つの基本方針にまたがるような取組の中にありまして、例えばハートの取組が基本方針のどこに対応しているのかというのではなくて、基本方針というのは基本となる大事な考え方になりまして、その考え方を幾つか含むような方策というのをこの審議会の中でご提案いただいていますので、この第5回の資料3のようにつながりがわかるように表示することは可能かなと思っています。

○ 田中（忍）委員

わかりました。今の説明ではこういうふうに落とし込まれる形では中野区はないということですね。でも、今もおっしゃるように、前回の2ページ目、補完していただいた2ページ目の①②とか入っている表を図で示そうとすれば示せないことはないということですかね。

それは、答申案に入るようなイメージですか。そうは今、想定していないのですか。

○ 竹宮会長

今のところは入っていないですね。そういう対応表を加えることもできますね。皆さんがそういう意見であれば、それを加えるという形にしたいと。

○ 政策室企画調整担当職員

本文の中に入れ込むとごちゃごちゃになってしまうので、後ろに別途対応表を追加させていただく形をとらせていただきます。

○ 竹宮会長

それでは後半の目次で言いますと、5、6ですね。主体的役割に関する考え方と、将来像実現のための方策に関する考え方のところについて、ご意見を伺いたいと思います。

○ 赤星委員

5、6についても、非常によくできているなど、短期間でよくまとめられたなという印象を持っています。意見があれば後ほど言わせていただきたいと思います。

○ 秋元委員

今気づいたところで、2点あります。1点目が8ページの図の上のところなのですが、「ユニバーサルデザインに係る条例制定等の検討にあたっては、区民の役割について」、これ、あれですかね。「町会」、「福祉団体」ということで、具体的に役割を明記していくということにここまで本当になるのかということ考えると、かなり各団体に対しての足かせをつくっていくということになりかねないかなとは思っています。

ただ、地域包括ケアのほうの関係とかもいろいろ見ていると、やはり何ていうのでしょうか。住民組織に対しての考え方というところかというと、どこまでそれができるのかというのがかなり各団体の実態を把握していないと、簡単にいかないなというふうに思っていますので、今後の課題なのかもしれませんけれども、この段階でこれを入れるというのは、ちょっと過剰なところかなと思っています。

もう1点は、11ページのところです。これも議論が十分ではなかったのかと思うのですが、これはむしろ、高橋委員にもお伺いしますが、11ページの⑥のところの「多様な人が支えあうまちを実現していくためには、当事者向けの意識変革を促していく講習会」という表現が少し何かきついような気が私はするのですが、「意識変革」ということで言うと、必要だということは必要などころもあるのですが、これが突出して出てくるということになると、もう既にそういうふ

うに動いている方もいらっしゃるとは思いますが、いろいろな考え方があるので、ではどういうふうに向けての意識変革なのかということ、少し曖昧であると、ここは何といえますか、誤解されやすいところかなと思いますので、少し表現を、レベル的に落としたほうがいいのかというふうに、今、ざっと見て思いました。

○ 竹宮会長

それではまず、1点目の8ページ、最初の文章の3段落目、「また」からですね。「区民の役割について、『町会』、『福祉団体』というように具体的に想定することが必要であると考えます」、これについて少しお聞かせください。

○ 政策室企画調整担当職員

事務局から補足説明させていただきます。8ページ目の「また」のところで、今ご指摘いただいた文章ですが、これは条例制定をする際に、区・区民・事業者の役割だけではなくて、町会の役割、福祉団体の役割というのを入れたほうが良いですよという趣旨ではなくて、区民という抽象的な表現になってしまう、表面的なものになってしまうので、町会とか福祉団体と落とし込みをして検討をした上で、区民の役割というのをきちんと決めたほうが良いですよという趣旨で、徳田副会長からご発言いただいたことを文字にしているのですけれども、少し誤解を生みやすい表現かなというのがあります。

○ 竹宮会長

役割を細分化して書くということではなくて、具体的なこういう、町会とか福祉団体にどんな役割を想定するのだろうということを考えながら「区民」をやはり考えていくということ。そういうふうに読めないところがありますね。

岸委員、何かありますか。

○ 岸委員

町会というのは目的を持って集まっている集団ではありませんで、例えばボランティア団体とは全く違うものなのですね。たまたま1つの地域に住んでいる見知らぬ人たちという、そういうことですから、何か目的を持って1つにまとまって行動するという自体はまずないと思います。ですから、それを何か組織化された、ある程度あてになる集団と思っていただくと、まずそれは実態とはかけ離れたことになるので。できる限りの協力をする人たちはたくさんいらっしゃるのですけれども、あまり何ていうのでしょうか。組織として動いてくれるだろうという当ては持たないほうがよろしいかなと思います。

後のほうで、正確な市民参画と市民委員会の設置とかという、何かかなり開いた形でのフォーラムみたいなものが想定されているので、むしろそういうところに集まっている人たちのネットワークみたいなものを考えたほうが私はいいのではないかなと思って、今、伺っていました。

○ 竹宮会長

そうしますと、ここの表現は、少し誤解を生む表現なので、「また」以下の箇所を削除するというのでよろしいでしょうか。

それでは11ページのほうですけれども、「当事者向けの意識変革を促していく講習会」と書くと、何か具体的な、かなり強い表現になっているというふうに思われますけれども、この表現を少し。これは、確か、高橋委員から出された意見で、当事者自身の意識改革、変革ということも

今後必要だろうというご意見だったわけですね。ただ、「講習会」と書くと、すごく強い表現になっています。

○ **高橋委員**

確かに「意識変革」というのはそうですね。私が今聞いても、ちょっと違和感があるような、自分で言っていないながらですが、思います。

啓発活動とか、当事者向け、参加型活動みたいな、少し緩やかに、やわらかくしたほうがいいのかなと思います。

○ **竹宮会長**

「当事者向けの参加活動や」ではいいですか。

○ **高橋委員**

そうですね、いかがでしょう。

○ **宇野委員**

「当事者も含めた」では駄目なのですか。

○ **竹宮会長**

それでは、「当事者を含めた参加型活動や」というふうに言いかえて修正いたします。

○ **遠藤委員**

私は14ページの②のソフトに関する取組の表現のところなのですが、「今後、外国籍の区民が増加していくことを踏まえると」とあるのですが、それで「案内表示や書類等の多言語化についても拡充していくことが必要になると考えます」ということで、多言語化のところにやさしい日本語の活用というような形のものを入れていただければいいのかなと思います。

○ **政策室企画調整担当職員**

そのようなご意見はこれまでの審議会の中でもありましたので、追加させていただきます。

○ **岸委員**

10ページ目の6「『将来像実現のための方策』に対する考え方」というところを読んでいて、(1) ハート、(2) ハード、(3) ソフト。それぞれに関する取組があって、さらにそれを推進するための推進体制という、これを読んでいると、2段構えみたいに見えるのですが、どうも読んでいるとそういうふうには感じられなくて、(1) ハートあるいは(2) ハードに関してはかなり具体的な、この審議会の中で出た言葉が反映されていて、いいなと思っていたのですが、(3) ソフトになってくると、どうも何を指しているのか非常にわかりにくくなっていて、例えば①というのは具体的にどういうことかなとずっと考えていたのですが、なかなか漠然としていてわかりにくいです。

そして、(1)、(2)、(3)に対する取組を推進するための体制が(4)だとすると、(3)の③の文章と(4)の②の文章がほとんど同じというのがどういうことなのだろうかと思って、非常に意味がわかりません。

この「取組の推進体制」というのは結構重要なところだと思うので、このことがはっきりこうするのだというにせめて決意みたいなものがほしいのですが、(4)①も最後の部分で「組織の整備等の検討」というふうに、何かこう言葉が弱くなっていて、おそらく、③の実施体制の整備が必要というのと同じようなことを言いかえているのかもしれないし、(4)は①、②、③、④、⑤

に分けて書くほどの内容なのか。どうも1つのことをいろいろなふうに言いかえているような気もするし、(4)が非常に弱くて、具体的にどういうことをする決意であって、何をするのか、非常に戸惑っています。

特に(3)の③の「様々な人が安全・安心に過ごせるまちを実現するためには、当事者が自由に思っていることなどを相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充が必要であると考えます」と、まことにごもつともで、そうだと思うのですが、「取組の推進体制」になると、②で「様々な当事者の意見を拾い上げ、取組の見直し・改善につなげていくことが重要であるため、当事者が不自由に思っていることなどを相談できる窓口の整備等の相談体制の拡充が必要であると考えます」と言われています。同じことを繰り返しているわけで、この取組に対して、このように推進しますという言い方なのだろうかと思います。そういう点、非常に(4)の「取組の推進体制」が全体的に焦点が合っていないような気がしているのですが。

○ 政策室企画調整担当職員

(3)の「ソフトに関する取組」と(4)「取組の推進体制」というところの重複があるのではないかと。特に、相談窓口というところの重複があるのではないかとというようなご発言だったと理解していますが、まず(3)のソフトに関する取組のところでは言わんとしていることは、サービス制度に関する部分ですので、相談窓口の整備、今、相談体制の拡充が必要でありますというのが端的にあって、ソフトのところでは言いたい趣旨でございます。

(4)の「取組の推進体制」の部分の②で言いたいのは、当事者からさまざまなご意見があると思いますので、そういうものを拾い上げて、それをもとにした見直し、改善をしていくということが必要であるというその推進体制の話を、(4)では表現しています。しかしながら(4)の取組の推進体制の書きぶりが、順序が逆になってしまっていて、相談体制の拡充が方策として見えてしまうので、ここの前後を逆にする必要があるかなと。相談体制を拡充して、それをもとにした取組の見直し、改善をしていくことが必要ですというようにするほうが(4)の「取組の推進体制」という項目には合った表現かなと思っています。

○ 竹宮会長

(3)の「ソフト(サービス提供)に関する取組」のところは、サービス提供、どういうサービスを提供するかということに特化した表現に整理をした項目ですね。それで、(4)の「取組の推進体制」のところは、どうやって体制をつくっていったらいいかということに焦点を絞った書き方に修正するという形でよろしいでしょうか。

○ 山脇委員

関連してですが、15ページ(4)の①の最後の行で、「庁内の横断的な組織の整備等の検討も必要であると考えます」とあるのですが、この「検討」は削除してよろしいのでしょうか。

○ 竹宮会長

「庁内の横断的な組織の整備等も必要である」とですね。よろしいですか、皆さん。そうしましたら「の検討」を削除します。

それから岸委員は(4)の推進体制の全体の書きぶりについても、少し弱いものがあるというふうにご指摘だと思うのですが、それもこの組織、取組体制をどのようにつくるかというふうな

形で、少しポイントを絞った形で修正するという形でどうですか。よろしいでしょうか。

○ 高橋委員

資料のどこということとは言えないのですが、モニタリングをずっと続けながらというような下りがあると思うのですが、そここのところで、認知度、理解度を測りながらというような文言がありました。何かさりげなく書かれているのですけれども、これ、すごく大事なことだと思います。

つまり、ちょっと理屈を言ってしまうと、植物なんかを育てるときも、お水をやるときにバケツでじゃぱっとかけてしまうと育つものも育たなくなりますけれども、じょうろか何かでそっとかけていく。そして、その発育度を見ながら、少しずつ対応していくみたいなことをしないと、せっかくこのようないいものができたのに、区民の皆さんに認知して、あるいは理解していただけないというようなことが懸念されますので、このあたり、本当に、今後重点になってくるのではないかと思っております。

○ 田中（章）委員

細かいところなのですが、(2)の「ハード（インフラ整備）に関する取組」の②で、新たなまちづくりというところで、今現在、中野の中の象徴という意味で中野駅周辺なのですが、これから中野区内全体でということになると、西武新宿線という話も出ていましたし、沼袋駅周辺やまた西武新宿線の地下化といった、何かもう1つぐらい、中野の中央だけではないよというところが何かあってもいいのではないかなと思っております。あくまで象徴というところなので、具体例として2つぐらいあるといいのかなと思っておりますので、そういうところを検討というのはどうでしょうか。

○ 竹宮会長

12ページのハードに関する取り組みの②、1行目、「中野駅周辺等」と書いてあるのですけれども、そこに「西武新宿線沿線のまちづくりなどの新たなまちづくり」を加えるというのはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 向山委員

弊社はバス会社ですので、ハードに関する取り組みの中で、「公共交通機関が重要」と、「鉄道からバス停、バス停から公共施設までの動線を重点的に整備する」という形を書いていただきまして、大変ありがたいと思っております。

○ 田中（忍）委員

2点、申し上げたいと思います。1つ目は、5の「『各主体の役割』に関する考え方」のところの8ページです。今、元から「福祉団体」を消していただきましたので、それ以外で、まず「区（行政）の役割」と書いてあるところなのですが、第1回にいただいた区長の諮問ですね。今回、ユニバーサルデザインの定義というのは、障害者差別解消、パラリンピックと、それから障害者差別解消法の施行があると。これに伴い、障害者に対する配慮の充実と不当な差別的取り扱いの禁止等が義務づけられることになりました。区はこれを契機としまして、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、まちづくりを目指すことに、というふうにありますので、さらに今回、2ページの1の背景のところですね。最後の⑧でもこのことが書いてあって、これを契機として、今日つけ加えていただいた、区の権利擁護の取組や、区民の理解を深めていくため取組を進めていくというこの意見を入れていただいているのですが、改めてここでこういう背景を踏まえてい

ただいたのですから、区の役割について、2ページの⑧に述べられた障害者差別解消法の施行に伴う区の義務を踏まえ、ないしは履行するとか、区の責任を果たす。そんな簡単な何か一文でいいと思うのですけれども、この区の役割の中に1つ入れていただいたらいかかなと思いました。これが1点目です。

あと、9ページ「区民の役割」のところは2点目です。「③サービス等の利用者として、不足するサービスや不自由に感じていることをモニタリング（観察・点検）する」という、1つ役割が述べられているのですが、役割という、この項目、ちょっとふんわりしているのですけれども、書類に落とし込まれるときは、各自治体ともそうですが、役割というふうに単純に入れられているところもあります。責務となったりしますし、基本的には、何々するものとするとか、市民の責務のところは大体「努めるものとする」と、そういう文言になりますね。

そういったことを考えたときに、モニタリングは重要なことなのですが、これが区民の義務なのかということ。責務とするべきなのか。さっきの町会、福祉団体のところとちょっと似ているのですけれども、これは権利としてやっていくという、仕組みの中に落とし込むと。モニタリングです。具体的にいきますと、15ページの「取組の推進体制」ですね。こちらに、サービス等の利用者として、不足するサービスや不自由に感じていることのモニタリングというのをに入れていただく。推進体制のほうに入れていただいて、それは区民ではなくても、もしかしたら事業者だってあり得るのかもしれないし、「責務」というものになじまないのかなというのが2点目です。

○ 竹宮会長

1点目は8ページ、「区（行政）の役割」というところです。そこに、具体的な文言のご提案はございますか。

○ 田中（忍）委員

短いほうがいいですね。「障害者差別解消法の施行に伴う区の責任を果たす」。あるいは、「施行に伴う区の義務を履行する」とか「踏まえる」。踏まえるが一番弱いです。

○ 竹宮会長

そういった文言を加えるということのご提案ですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。背景にもこういうことが書かれていますということ踏まえて、ここで区の役割を明確にしてはどうかということですが。

○ 海老沢政策室副参事（企画担当）

全体のバランスがございまして、書き方としては、全体のバランスと、レベル的にもあるような形で、踏み込んでいく形でよろしいでしょうか。

○ 竹宮会長

特にご異論なければ、そういう方向へ変えていく。

それから2点目ですけれども、区民の役割の③に書かれている「モニタリング」というのは、それはもう義務ではなくて権利なので、15ページの推進体制のところに加えてはどうかというご意見ですけれども。

特にご異論なければ、モニタリングというのは「取組の推進体制」の中で、住民の権利として入れていく。

○ **政策室企画調整担当職員**

補足させていただきますと、確かに責務として入れるのは筋が違うかなというのがあったのですけれども、役割ということで、今回入れさせていただいたのですけれども、それでも役割というのが責務に置き換えられて含まれてしまうこともあるので、ご提案の方向でもいいと思いますし、あくまでもここに書かれている役割という割り切りで、提案のとおりにしていく。両方とも考えられると思います。

○ **竹宮会長**

ここは残したほうがいいというご意見があれば、残す方向で検討いたしますが、いかがですか。田中（忍）委員のご提案のように、推進体制のほうに移すという形でよろしいですか。

それではそういう形にしたいと思います。

○ **政策室企画調整担当職員**

差別解消法の、先ほどのお話ですが、責務を踏まえて、といったご意見もあるかと思うのですが、その視点からすると、利用者あるいは区民ということにかかわってくる話かなと思うので、リードのところ、頭のほうに変えたらいかがかというのをご提案したいと思います。いかがでしょうか。

○ **竹宮会長**

区の役割ではなく、前文のほうに書くという。

○ **政策室企画調整担当職員**

ここで、その障害者差別解消法で規定されているのは、あくまで障害者に対しての区が義務を負っているという事実はあると思うのですけれども、それはユニバーサルデザインという広い範囲のものとして、役割として入れてしまうと、ちょっと他のものとレベル感が違うかなというのがあるのですけれども。ですので、例えばリードのところ、そういう趣旨を踏まえて、考えていくことが必要だと思いますという程度に落とし込んだほうが自然と読めるかなと事務局のほうでは考えますが、いかがでしょうか。

○ **田中（忍）委員**

おっしゃる趣旨はわかるのですけれども、それが条文に落ちたときにどういうふうになるのかなというのが今、考えているところです。それがきちんと条文の中で、実際に生きるような形で落とし込まれれば問題はないかと思うのですけれども、これまでの各自治体はそういった法が施行されていなかったものですから、モデルがない中でどういう形になるのかなというのが少し想像しづらいのですけれども、そういった1条を起こせるような形で答申案に入れられるのであれば、いいと思います。そのような書きぶりを答申案としていただけるのなら。

○ **竹宮会長**

答申案は先ほど。

○ **田中（忍）委員**

わかっています。だから、今、リードに入れるといった形の対応が単なる枕詞として入れるというだけだと、条文に落とし込んだときにそれが生きないので、今度はそういったこと、もちろん、前文には入ってくると思うのですよ。諮問文にも入っていますので。

でも、そういったことだけではなくて、条文の規定そのものにも、やはりフェーズが違うので

すね、今回の中野区のユニバーサルデザイン条例は。今までと違うのは、施行後ということなのです。もちろん事務局がおっしゃるように、それは法の問題だから、当然に適用されるものであって、条例に入れる云々で変わるものではないのですけれども、でもそれは世の中の的には知られていないところなので。

私は事業者というのもそうなのですけれども、特に区だけ入れていただきたいと思ったのは、やはり区が他の主体に率先してやるということが、他の自治体の話を聞いてきた中でも、とても重要だと。特に日野市もそういうふうに言っていて、そういった中で、国の障害者差別解消法の義務というの、自治体については義務という形で、強い形になっているということで、特に区にはそういった視点が必要だなということで、意見を述べさせていただいたところです。

○ **竹宮会長**

事務局提案は、前文のほうに書くのがいいのではないかという意見と、田中（忍）委員は、区の役割の中に明記したほうがいいのではないかという2つ意見がございます。総意としてどちらにするか決めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。これは両方あり得ると思いますけれども。

○ **山崎委員**

どういう文章にするのかによって、区のところに入れるべきなのか、他の人たちもかかわってくることになるので、そうしたら追記のほうがいいのだけれども、どういう文章がよいのでしょうか。

○ **田中（忍）委員**

リードだとすると、ですか。むしろ、多分、事務局に案があるのではないのでしょうか。法の施行を踏まえて、といった感じですか。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

そうですね。法の趣旨を踏まえて、それぞれの役割を果たしていくという形にすると、区民の方々が踏まえた行動を起こしていくということがこれからのユニバーサルデザインですごく大事なのかなと。

○ **田中（忍）委員**

そうすると、それぞれの区の役割、区民の役割、事業者の役割とかをそれぞれ入れるというか、障害者差別解消法の三者にかかわる役割。書いてあるからまとめて上を書くというイメージではなくて、その序文の中に書くという、そういう趣旨ではないということですね。

○ **政策室企画調整担当職員**

答申でも、障害者差別解消法の話が多く記載されていると思ってしまして、やはりそういう趣旨を踏まえると、先ほど委員がおっしゃったとおり、行政は率先して取り組むことが大事ではないかというご意見があったので、率先して取り組むというのは、区の役割、④のところ「他主体に率先してサービス提供の向上を図る」という趣旨で書かれているので、これを少し補足するというか、強化するような意味合いで、5番のところのリードのところ書いて、区だけではなくて区民の役割、事業者の役割のほうにもかかっていますという形にするのも1つあるかなと考えています。

○ **竹宮会長**

いかがでしょう。2つ意見がございますけれどもなかなか決め切れないので、多数決をとりましようか。どうでしょうか。障害者差別解消法は全主体にかかってくることで、前提になってくるといふ立場を取るのであれば前文で書いて、それぞれのもう前提になっていますよという理解を促すという書き方でいいと思うのです。

ただ、田中（忍）委員はその後の条例のときにそれが生かされないのではないかと心配があつて、区でやはり明記したほうがいいというふうにおっしゃっているわけですね。

○ 田中（忍）委員

前提となっているといいのですけれどもね。

○ 竹宮会長

前提となる、というような表現がきちんと書かれていれば問題ないと。

○ 田中（忍）委員

事務局がどこまで書けるかが問題ですね。

○ 竹宮会長

今のご説明ではどうですか。

○ 田中（忍）委員

では、今年度施行された障害者差別解消法施行に伴い、区、区民、事業者ともに、一定の責務を負っているということ。そのものではないです。その内容も書いて、今の境界のところ、3行ぐらいで入れたらどうでしょうか。踏まえてというようなことではなくて、負っているということもきちんと入れて置く。前提としてではなく。

○ 竹宮会長

法ではそういうことが責務としてうたわれている。

○ 田中（忍）委員

できれば本当はそれぞれの役割を入れたほうがいいと思うのですけれどもね。でもいいです。

○ 竹宮会長

そういうことが明記されればいいと。皆さん、どうですか。田中（忍）委員のご意見ございませけれども。そうしましたら、リードの部分に「障害者差別解消法」の文言を加えるという形。そのように修正したいと思います。

モニタリングのほうを、15ページの推進体制のほうに移すというのはいかがですか。これは特にご異論ないですか。では、そのようにしたいと思います。区民の役割は①と②のみと変えておきますね。そうしたいと思います。

○ 山崎委員

5、6は大変よくまとまっていると思いますが、1つ気になったのは、12ページの④です。この中で、「公共交通機関が重要となるため、鉄道からバス停、バス停から公共施設までの動線について、重点整備していく」と書いてありますが、「駅舎」という一語が書いていない。駅舎もやはり大切だと思うので「公共交通機関が重要となるため、駅舎、それから鉄道から」と駅舎が最初に追加になるとよいのではと思います。あとはバスの会社の方もいらっしやいますけれども、バス停はどうか。昔の中野駅のところのバス停は車いすが入れなかったところがあります。

○ 竹宮会長

鉄道という表現が抽象的なので、駅舎と書いたほうが良いと思うと。

○ 山崎委員

そうです、そう思います追加です。「鉄道からバス停」というのは、鉄道という意味が。それで駅舎というふうにとっていたのです。語感的にどうかと。僕はこれを見たときに駅舎を何かイメージして。もちろん、鉄道があるところは駅舎があるので、そういう取り方はできると思うのですが。中野駅は構造的に難しい問題がありますけれども、でもやはり駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化というのはすごく大切なことなので、そういう意味では「駅舎」という言葉を入れていただきたいなと思います。

○ 竹宮会長

具体的には、鉄道と書いてあるところ、鉄道を残したほうが良い。鉄道というものが指す範囲ですけれども。

○ 萩野委員

鉄道、バスというのは、具体的な交通機関でありますけれども、ターミナルとすると、自治体もかかわれる部分だと思うのです。またターミナルの動線ということ。そう書くと個々のバス停を含まれることになるので、そのほうがわかりやすいのかなと。タクシーを含めていくとか。

○ 竹宮会長

そうすると、こういうふうに「駅舎からバス停」と書かずに、「ターミナル」とまとめて書くというご意見ですね。

○ 萩野委員

そうすると、駅舎も入る、動線も入るので、それにつながる交通機関も入る。

○ 山崎委員

「ターミナル」という言葉が一般的かどうかちょっと。

○ 竹宮会長

そうですね。「ターミナル」は厳密に言うと終着駅ですよ。

○ 竹宮会長

わかりやすさを考えると、「駅舎」という言葉がわかりやすい。

○ 赤星委員

駅になるのはどうでしょうか。駅舎とすると、地下鉄とか乗り入れ口が含まれるので、「駅」。

○ 竹宮会長

なるほど。「駅からバス停、それから公共施設まで」という文言では。

○ 赤星委員

駅とバス停は対比できますけど、駅舎とバス停は対比できないので。

○ 竹宮会長

駅といえば、駅周辺も含めた形になりますね。ありがとうございます。

○ 山崎委員

あと1点ですが、最初の事務局の説明を聞き逃したのかもしれないですけども、12ページの2番のときの「まちが変貌していくことになるため、その間においても、住みやすさの視点から配慮をしていく」というところがありますけれども、これは何のことを指しているのですか。

○ **海老沢政策室副参事（企画担当）**

これは、これから中長期にわたって、中野駅周辺では改修工事が多く出てくるところで、それが進行していく中であっても、やはり住みやすさや行動のしやすさというのを確保していく必要があると。

○ **山崎委員**

それはぜひ入れてほしい。この文章ではそこまでは。工事のときは本当にバリアが悪くなるので、だから、長期的な工事のときはぜひ何とかしていただきたいというのがあります。

○ **竹宮会長**

そうですね。まちが変貌していく、住みやすさ、というふうに言ってしまうと何か抽象的になるので、工事期間中のバリアに。そういう表現があったら。

○ **山崎委員**

そういった表現があったらいいと思います。

○ **山脇委員**

これは中長期的な期間において、工事が続き、段階的にまちが変貌していくとか。

○ **竹宮会長**

工事が続き、というご意見ですね。工事が続き、段階的にまちが変貌していくと。住みやすさということについてはいかがでしょうか。

○ **山崎委員**

もっと危険防止ぐらいのほうが。

○ **竹宮会長**

安全の視点から、とかでしょうか。よろしいでしょうか。

○ **山脇委員**

3点あります。6ページに、基本方針のところ、商品・サービスとあるのですが、8ページのほうだと、区民のところの③、事業者の③で、サービスだけなので、ここも「商品・サービス」にしたほうがいいのかと思っていますが、いかがでしょうか。

○ **竹宮会長**

9ページの③はこれ15ページに移りますけれども、「不足するサービス」という表現のところに、「不足する商品・サービス」と。

○ **山脇委員**

あるいは、その前に「サービス等の利用者として」とありますね。「商品・サービス等の利用者として」。

○ **政策室企画調整担当職員**

これはあったほうがわかりやすいと思いますので、修正させていただきます。

○ **山脇委員**

あと、11ページで、⑦で「人権的な観点」とあるのですが、若干曖昧な感じがするので、人権保障の観点とか、あるいは人権擁護の観点にしてはいかがでしょうか。

○ **政策室企画調整担当職員**

前に「権利擁護」という言葉があるので、それに合わせた権利擁護の観点といった表現に変え

させていただきます。

○ **山脇委員**

あとは、最後の14ページの(3)の③で相談体制があつて、できればここに外国人が外国語でも相談できる、そういう体制も含めた相談体制だと思つてのですが、よい代案が浮かびませんでした。現在、中野区役所の中に外国人相談の窓口がないので、取り組んでいただきたいという思いがあります。

○ **竹宮会長**

入れるとしたら、どういう表現がいいですか。

○ **山脇委員**

外国語による相談も含めた相談体制というのは、何か外国語を強調しすぎてしまう感じもするので、区民の中には日本語が話せない人もいることに配慮してほしいなという思いがあります。

○ **竹宮会長**

当事者が不自由に思つていることの対応ですね。

○ **山脇委員**

そうですね。そういうことも含まれているという理解があればこれでいいですけども。

○ **竹宮会長**

不自由に思つていることに括弧をつけますか。多言語をどこかに入れますか。多言語で相談できると。

○ **山脇委員**

②で外国籍の区民の話があるので、②に案内表示や書類等の多言語化、外国語による相談としては。

○ **竹宮会長**

いかがでしょうか。②のところに、多言語化によるサービスを入れさせていただきます。

○ **田中(忍)委員**

すみません、聞き逃してしまったのですが、権利擁護の観点に書き換えたのは11ページの⑦のことでしょうか。人権というキーワードは重要だと思つていて、もちろんその後に「人権施策等の」というのは残していただいているとは思つてはいますが、権利ということと人権とが似ているワードですけども、やはり人権というワードをできる限り残してほしいというのが私の思いです。

○ **竹宮会長**

これは権利擁護に変えるのではなくて、人権保障の観点、人権擁護の観点。人権保障の観点も重要であると。

最後に修正点を確認してよろしいですか。

それでは、目次のところから確認しますと、参考資料で対応表を加えます。

1ページ、全体のところ「住宅地としての魅力」という表記を加えます。

2ページ、④身体障害者手帳所持者。「者」が抜けています。そうしますと、これ、3行下の精神障害者手帳所持者、これも抜けていますね。「者」を加えます。

それから、⑤と⑥のところ、「オリンピック・パラリンピック大会を契機として」という表現

がありますが、これを、「大会に向けて、またその後」というような表現に変えます。

○ 政策室人権・男女共同参画担当職員

事務局からですが、④の「精神障害者手帳所持数」というのがありますが、「精神障害者保健福祉手帳」というのが正式名称です。

○ 竹宮会長

「保健福祉」が抜けているので「精神障害者保健福祉手帳所持者数」ということで。

それから、⑥のところ、3行目。多様な人が使いやすいというところを、「多様な人々が活動しやすい」にします。

3ページ、(1)ユニバーサルデザイン推進の目的の、目的のところ、鍵括弧が二重括弧になっているものを一重の、普通の括弧に直します。

(2)の一番下のところ、「既存のものをユニバーサルデザインに近づけていく」という表現は、現在ある、存在するバリアを取り除くと。そこにユニバーサルデザインを目指していくという表現に変えるということです。

4ページの(3)「その他」の下の段落ですけれども、ここに今書かれていることに加え、障害等の特性、特性を列記することを加えます。さらに、今書かれているものの中に、「女性」という語を1つ加えることと、障害を感じるその他、これ以降に出てくるようなことを含めた、障害を感じる人などという、そういう人への配慮というものを加える。その3点を加えるという修正になります。

8ページ、前段のところ、3段落目を削除します。そして、その部分に、障害者差別解消法、これを踏まえてというわけではないですね。障害者差別解消法を前提にした当事者、区が責務を果たす。そういう三者の責務を果たすということを加える。

9ページの「区民の役割」の③の内容は、15ページの「取組の推進体制」のほうに移動し、今移した9ページの区民の役割③のところの「サービス」というところが「商品・サービス」に変わりますね。「商品・サービス等の利用者として、不足する商品・サービスや不自由に感じていることをモニタリング」とすると。

11ページ、ハートに関する取り組みの⑥、その2行目、当事者向けの意識変革というところ、これを「当事者を含めた参加型活動」。それから、⑦の2行目、人権的な観点のところ、**「人権保障の観点」**。

12ページ、(2)ハードに関する取り組みの②ですけれども、中野駅周辺等のところですが、「中野駅周辺、西武新宿線沿線まちづくり等の」ということでそこを変えます。

2行目に、「中・長期的な期間においても工事が続くため、段階的にまちが変貌していく」というところ。「工事が続く」という表現を加えるのと、3行目の住みやすさというところが、「安全の視点から」という言葉に変わります。

同じページの④、1行目。公共交通機関が重要となるため、鉄道ではなく「駅」という言葉、駅からバス停。

14ページ②、「案内表示や書類等の多言語化、やさしい日本語化についても」というのをここに加えます。やさしい日本語化についても拡充していくことが必要となる。さらに、ここに多言語での相談を加える。

15 ページ①、最後の行。組織の整備等の検討という、この「の検討」を削除します。それから②、これは14 ページの②、③と同じような表現になっているので、ここを推進体制、組織体制の役割を明確に加えるように文言を修正するということがよろしいでしょうか。

以上、他に何かございますか。よろしいでしょうか。

事務局、追加ございませんか。

ありがとうございました。今までいただきました修正をもとに、答申を調整いたします。それで、区長に提出いたします。これにつきましては、会長、副会長にご一任いただければと思いますが、事前に、提出する案を皆さんにお送りしたいと思います。

もう時間が超過してしましまして、皆さんに一言ずついただく時間がございませんので、会長から一言申し上げますと、多様な意見が本当にいっぱい出てよかったと思います。このユニバーサルデザインの条例というのは、私も日野市で検討しましたが、日野市でもまだ発展段階でございまして、どこの区が一番進んでいるということはないと思うのですね。

それぞれの区の問題をしっかりと認識して、その区に求められているものを1つずつ着実に伸ばしていく、いいまちにしていくということが大事だと思います。ですから、そういう意味では、現状認識をきちんとして、スパイラルアップの仕組みをつくっていくということが一番大事なことになると思います。

そういう意味では、今、ここに集まっていた区民の方々が、中野区の問題点、それから目指していく方向性というものを限られた時間ではありますが、議論できたのではないかというふうに思います。ですから、これらをもとに、きっと区の方々はすばらしい条例に育ててくれると思いますし、我々はそれを見守っていきたいと思いますし、さらにそれに参画していくということにしていきたいと考えております。

それでは、以上を持ちまして、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を終了いたします。ご参加いただきまして、ありがとうございました。

終了 21 : 15